

岩手県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人新田郷コミュニティ雪つばきの里	和賀郡西和賀町越中畑64地割1番地20	小規模多機能ホーム 雪つばきの里	和賀郡西和賀町越中畑64地割1番地20	令和7年7月1日

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人新田郷コミュニティ雪つばきの里	和賀郡西和賀町越中畑64地割1番地20	小規模多機能ホーム 雪つばきの里	和賀郡西和賀町越中畑64地割1番地20	令和7年7月1日